



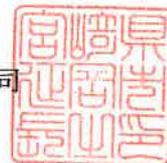
延岡市公告第 58 号

農業者等による協議の結果の公表について

「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知)2-(2)-④及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月1日

延岡市長 読谷山 洋司



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

沖田第2地区(延岡市)

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年11月1日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

(経営体数)

地区名	法人	個人	集落営農(任意組織)	計
沖田第2	2	18	—	20

4. 農地中間管理機構の活用方針

取組方針等

重点実施地区に指定し、積極的に機構を活用して農地の集積・集約に取り組み、地域集積協力金の交付申請を目指す。

5. 地域農業の将来のあり方

取組事項

ほ場整備により大区画化や道路・用排水路の整備、湿田の汎用化を図り、担い手への農地集積・集約の加速化や農産物の高付加価値化を展開する。また、将来的には担い手を中心とした営農組織の育成と合わせて、集落営農の実現を図る。